

発議第 3 号

庄原市議会議員の期末手当の特例に関する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

令和 2 年 5 月 29 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会
委員長 福山 権二

(提案理由)

令和2年6月における庄原市議会議員の期末手当を減ずる特例措置を講じ、新型コロナウイルス感染症に対する市独自施策の財源として活用するため、条例を制定しようとするものである。

庄原市議会議員の期末手当の特例に関する条例

令和2年6月に支給する庄原市議会の議員の期末手当については、庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年庄原市条例第40号）第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額から、その100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この条例は、令和2年6月30日限り、その効力を失う。